

オーナーさまのコラム

「食のことわざ物語」

第7話「^{タデ}蓼食う虫も好き好き」

「たで」の名称は「ただれ」(^{タダレ}爛)が起源の様です。辛味が強いことから、香辛料として料理に使用されております。「たでの葉」がもっとも効果的に使用されるのは「鮎」料理に添えられる「たで酢」です。鮎の塩焼料理を「たで酢」で味わうのは格別です。

辛い「たでの葉」を食う虫もある様に、人にも
様々な好みがある。という意味が標題の諺です。

「蓼八百」という言葉があります様に、「蓼」の種類は多く、よく知られておりますものは「いぬたで」「いとたで」「やなぎたで」そして「さくらたで」でしょうか。この内、料理に主に使われるのは「やなぎたで」です。「たで」を用いた料理には「ごまあえ」「からしあえ」そして「すみそあえ」などもあります。

「刈りかけて去る村童や蓼の雨」(杉田久女)

There is no accounting for tastes.

(蓼食う虫も好き好き)

次回は「月とスッポン」です。

真野美容専門学校 評議員 薬剤師 内藤 良太

社員のフログ

自動車運転免許

こんにちは。アパマンショップ東松原店の土田優子です。2022年9月にわたくしは普通自動車運転免許を取得いたしました。以前から運転免許を取得したいという気持ちは強かったのですが、昨年4月頃から教習所に通い始めました。

教習所内で自動車を初めて運転した時は、自分の意思で動かしているとは思えないような不思議な感覚でした。緊張感の中にわくわくした気持ちがあったのを今でも覚えております。

学科の授業では自動車のしくみについて、また交通ルールについて多くを学びましたが、自動車の運転する立場側だけでなく、歩行者としても自転車を運転する側としても守らなければいけないルールを再度確認することができ、よかったです。

教習所では仮免許証を取得する際、教習所を卒業する際に試験を受けますが、自動車を運転する技能試験は独特な緊張感がありました。自動車は便利で、生活圏を広くしてくれる乗り物ですが、一歩間違えれば大事故に繋がりがねませんので、その緊張感も常に忘れないようにしていきたいと思っております。

教習所を卒業し本免許取得試験に合格した時は、飛び上がりたいほど嬉しかったです。あまりの嬉しさに、試験後すぐに実家の自動車で車庫入れ練習を行いました。実家では母が主に運転を行いますが、今まで乗せてもらっていた母を隣に乗せ、運転した時は感慨深いものがありました。

これまで仕事と教習所の両立に辛い時もありましたが、会社の皆さんや同時期に通っていた友人の励みもあり、念願の自動車運転免許を取得することができました。仕事上でも私生活でも誰かの助けになるように自動車を運転していけたら良いと思います。

まずは安全第一に技術向上に努めてまいります。

アパマンショップ東松原店
土田優子

不動産にまつわる ご相談 (無料) !!

懇切丁寧にわかりやすく実益を目指して。
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

電話 03-3323-0521 メール info2@0007.co.jp

地域生活情報誌
Vol. 179
2023



だ
い
た
ら
ほ
っ
ち



創業70周年

~私達の喜びはお客様の笑顔です~
信和不動産株式会社
SHINWA

お部屋探しは 弊社のホームページで! ▼

<https://www.0007.co.jp>

facebook も更新中 ▼

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

皆様の多様なニーズに即応します。



東松原本店 (井の頭線 東松原駅前)

世田谷区松原 5-2-3 信和ビル1階

TEL (03) 3323-0521 / TEL (03) 3323-0525 (売買部直通)

梅ヶ丘店 (小田急線 梅ヶ丘駅前)

世田谷区梅丘 1-24-2 佐野ビル1階 / TEL (03) 3425-6145

<信和不動産グループ>

アパマンショップ東松原店

株式会社レントネット信和

(井の頭線 東松原駅前)

世田谷区松原 5-57-7 第1片野ビル2階 / TEL (03) 3321-2123



~ 毎週火曜日・水曜日定休 ~

円満相続シリーズ

遺言の検認と検索



遺言には大きく分けると、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類があります。自筆証書遺言は、家庭裁判所の「検認」を受け、遺言に「検認証明書」を添付しなければ、銀行預金の解約や不動産などの相続手続が一切できません。

検認は遺言が有効か無効かを判断するものではなく証拠保全作業です。相続人全員が家庭裁判所の審判庭に呼ばれ（出欠は自由）相続人の前で開封されます。

公正証書遺言は、法律の専門家が作成するので法的不備はありません。原本は遺言者が115才位になるまで公証役場で保管してくれます。ゆえに改ざん、紛失、焼失の心配はありません。

公正証書遺言には、「検索制度」があります。平成元年以後に作成した遺言なら、相続開始後に相続人もしくは代理人が近くの公証役場へ出向き検索をかければ、全国どこの公証役場で作成した遺言でも一覧表で出できます。相続人が請求すれば再発行も可能です。

◎Aさん家族は某団体に属しています。Aさんはこの団体に馴染まず、成人したのを機に脱会しました。それが原因で家族からは村八分にされています。いつもながらこの種の問題の根の深さを感じます。弟がすべてを仕切り、何をするにもAさんは蚊帳の外です。そんな仕打ちに耐えてきました。

父親が亡くなりました。弟に何度連絡しても取りあってくれません。遺産を把握するため不動産登記簿謄本を取りました。収益物件はすでに相続開始後に弟の名前で登記がされていました。Aさんは遺産分割協議書に判子を押した覚えはありません。

公正証書遺言があれば登記が可能です。検索をかけてみました。平成19年作成が1本、亡くなる5年前に作成したものが1本ありました。遺言が複数ある場合は日付の新しいものが有効です。

内容はひどいものでした。弟が収益不動産や預貯金など美味しいところを独り占めし、羽振りのよかった父親が、当時買いあさったりリゾートの土地（複数）を全部Aさんに押しつけています。

これらの土地は流通するような物件ではありません。周りの土地も多くが売りに出ています。が、成約した物件は1件もありません。これは「資産」ではなく「負債」です。俗に言う「負動産」です。

弟はいいとこ取りを決め込んで、何をしても何を言っても音沙汰なし、相続税の申告もできません。このような相続人は一番始末が悪いです。ここは弁護士にお願いすることにしました。

この案件の懸念は、子のいないAさんが亡くなり、次に奥様が亡くなったら、多くの「負動産」が奥様の兄弟姉妹や甥姪に渡ってしまう可能性があります。これをどうするか、これからの課題です。

Aさんはセミナーで私の話を聴いて感銘してくれました。それがご縁で知りあいました。素朴で素直な人です。できることはやってあげたい、そんな気持ちで取り組んでいます。

有限会社アルファ野口 代表取締役・NPO法人相続アドバイザー協議会評議員

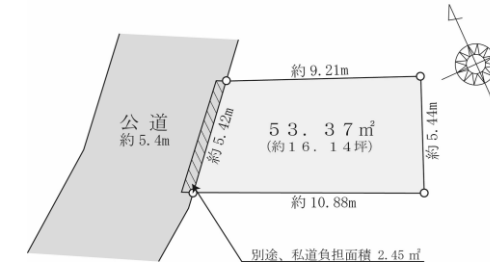
野口 賢次

有限会社アルファ野口 TEL. 044-422-1337 FAX. 044-455-0208
〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子 538 番地メルベージュマルダ 1F

～おすすめ不動産情報～

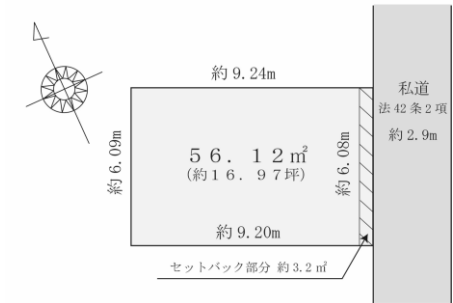
●羽根木 1 丁目 価格 6,460 万円

- 所在：世田谷区羽根木 1-32-6
- 交通：京王井の頭線「東松原」駅徒歩 2 分
- 土地面積：公簿 53.37 m² (約 16.14 坪)



●梅丘 3 丁目 価格 4,980 万円

- 所在：世田谷区梅丘 3-19-8
- 交通：小田急線「梅ヶ丘」駅徒歩 11 分
- 土地面積：公簿 56.12 m² (約 16.97 坪)



●日野本町 5 丁目 価格 3,300 万円

- 所在/ 日野市日野本町 5-27-15
- 交通/ JR「日野」駅徒歩 10 分
- 土地面積/ 公簿 103.98 m²
- 建物面積/ 1F49.27 m² 2F47.20 m²
- 築年/2006 年 10 月



値下げしました！

※上記情報は本紙編集時点の情報であり、お問合せを頂いた時点で、成約済や価格変更実施の可能性あります。※取引態様：媒介

◆お問合せ：売買部 03-3323-0525